

質問 1

私の所有している遊休土地を公共の用に役立たせたいと思い、自分の住んでいる市に寄附しようと考えています。

市に寄附した場合でも譲渡所得が課税されるのでしょうか。

回答 譲渡所得は課税されません。

資産を法人に贈与したり、遺贈した場合には、時価で資産の譲渡があったものとして譲渡所得が課税されますが、財産を国などに寄附した場合には、その譲渡所得を課税しないという措置が設けられており、その概要は次のとおりです。

- (1) 国や地方公共団体に対して財産の贈与や遺贈があった場合には、無条件でその贈与や遺贈がなかったものとみなされて、譲渡所得は課税されません。
- (2) 公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人など）に対して財産を贈与や遺贈した場合には、その贈与や遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、その贈与や遺贈が、寄附があった日から2年を経過する日までに、当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供されること、又は供される見込みであること、その他の一定要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものに限り、贈与や遺贈がなかったものとみなされて、譲渡所得は課税されません。

そのほか、①国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館、地方公共団体、一定の地方独立行政法人又は一定の文化財保存活用支援団体に対して重要文化財を譲渡した場合や、②相続税を納めるために相続財産を物納した場合にも譲渡所得は課税されないことになっています。

したがって、この質問のように市へ財産を寄附した場合には、譲渡所得は課税されません。